

開成町地球温暖化対策実行計画策定支援業務仕様書

1. 業務の名称 開成町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託

2. 業務の目的

当町は、令和2年3月に町が行ったゼロカーボンシティ表明に基づき、脱炭素社会の実現に向けて2050年（令和32年）までに二酸化炭素排出実質ゼロを実現することをめざしている。山も森もない当町にとって緑化による二酸化炭素削減は大きな効果が望めないため、創エネ・省エネ・蓄エネの推進が大きな課題となっている。令和4年度に策定した「開成町再生可能エネルギー導入戦略」を再エネ施策のベースに据え、創・省・蓄エネの普及と住民の行動変容のために講ずべき施策等を定めた開成町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定すること、及び現行の開成町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を現状に即して改定することを目的とする。

3. 業務の対象区域 神奈川県開成町全域

4. 委託期間 契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

5. 契約上限額 4, 224, 000円（消費税を含む）

6. 業務の内容

（1）地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

当町では、令和4年度に国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用し、「開成町再生可能エネルギー導入戦略」を策定しているため令和6年度までに区域施策編を策定することが義務付けられている。

計画は、始期を令和6年度、目標年度を令和32年度（2050年度）とし、令和12年度（2030年度）を中間年として設定する。環境基本計画を始め、廃棄物、都町計画、産業振興、防災、交通、福祉など様々な分野における町行政計画を参考にしつつ、将来的に地域に起こり得る変化、それにより生じる課題、ゼロカーボンシティの創成に向けた施策による社会インフラや人々の行動変容、脱炭素施策による地域の経済的・社会的課題を統合的に勘案し、環境省が示す最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」を参考にして実施するものとする。

ア 計画策定の趣旨

当町では、ZEB庁舎の整備と並行して住民向けの創・省・蓄エネの導入補助制度である「開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度」の充実化と活用促進に取り組んできた経過がある。しかし、これらの施策の道標となる区域施策編は、当町については法に基づく策定義務がなく整備されていなかったため、令和4年度に国の交付金を活用して「開成町再生可能エ

エネルギー導入戦略」を策定し、準備を進めてきたところである。

区域施策編の策定は、町全体の脱炭素施策を計画的かつ効果的に進め、脱炭素ドミノのファーストピースとして取組を町内外に発信していくことを狙いとしている。

なお、上位計画である町総合計画及び町環境基本計画の次期計画に反映するため、区域施策編は令和5年度中に策定することとする。

イ 基本的事項の整理及び策定方針

区域施策編の目的を踏まえ、令和4年度に策定した「開成町再生可能エネルギー導入戦略」を再生可能エネルギー導入に係る施策のベースに据え、関係法令や当町の総合計画などの上位計画、関連計画、地域特性、産業構造、人口推計、地域課題などを踏まえた上で実施すること。

なお、「開成町再生可能エネルギー導入戦略」は町ホームページに掲載されているので参照のこと。また、「開成町再生可能エネルギー導入戦略」策定に至る資料や会議録については、本支援業務事業に係る参加申込書を提出した者のうち企画提案書の提出期限までに情報提供の要求のあった者にのみ、他に提供しないこと及び本件プレゼンテーション終了後に廃棄することを条件に提供する。

ウ 温室効果ガス排出量の削減目標の設定及び目標達成に向けた取組の検討

創・省・蓄エネの普及と住民の行動変容のために講ずべき施策等を盛り込み、温室効果ガス排出量の削減目標を検討すること。

また、目標を達成するため、実行可能な取組項目を設定し、具体的で実効性の高い施策を検討し、進捗状況を押し量るための指標を設定すること。

エ 区域施策編の構成等

(ア) 基本的事項の整理及びその結果の報告

- ① 区域施策編策定の背景、意義の整理
- ② 地球温暖化の現状、国際動向、国内動向等の整理
- ③ 法改正の内容の整理（地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法等）
- ④ 国が策定している実行計画策定マニュアルの改定内容の整理
- ⑤ 国・県・県内外の先行自治体の計画内容の調査
- ⑥ 当町の地域特性等の把握（産業構造や地域課題、町の諸施策等）
- ⑦ 町総合計画を始めとする上位計画や既存の類似計画等の整理
- ⑧ 区域施策編に関連する当町の施策及び関連予算の調査・照会・取りまとめ
- ⑨ 地域脱炭素化促進事業の検討方法の整理

(イ) 温室効果ガス排出量の現況推計（基準年度から最新年度まで）

- ① 部門別温室効果ガス排出量及び要因分析
- ② 算定方法については、国のマニュアルの範囲内で、正確性の向上を図るとともに、進捗管理がより容易なものとなるよう努めること。

(ウ) 温室効果ガス排出量の将来推計

- ① 現状趨勢ケース及び複数の対策ケースにおける温室効果ガス排出シナリオにより推計すること。

② 当町における削減ポテンシャル量の算定

(エ) 削減目標設定

① 中間目標(令和12年度(2030年度))、最終目標(令和32年度(2050年度))の設定

② 部門別目標の設定

※ 削減目標は、国及び県の目標値を踏まえ、地域特性に配慮して設定すること。

(オ) 対策・施策の立案

① 再生可能エネルギーの導入促進に関するもの

② 事業者・住民の行動変容に関するもの

③ 地域環境の整備及び改善に関するもの

④ 循環型社会の形成に関するもの

⑤ その他温室効果ガス排出抑制に関するもの

(カ) 区域施策編に係る当町の施策のK P I 指標の検討

次期町総合計画及び環境基本計画と整合を図ること。

(キ) 区域施策編素案の作成

関係会議及びパブリックコメントの実施に向けた区域施策編素案及び骨子の作成

(ク) 町内で先進的な取組を行う複数の事業者やゼロカーボンシティ創成補助制度を活用し

た住民に対してヒアリング等を実施し、その結果を区域施策編本編で紹介すること。

エ 法に基づく「地域脱炭素化促進事業」に関する検討

(ア) 町域の中で促進区域の設定が見込めるエリアを複数抽出すること。

(イ) 抽出したエリアの中で、想定される事業をそれぞれ検討すること。

(ウ) 想定される事業の実施に当たって対象となる法規制を整理すること。

(エ) 当町の特性に即した取組及び基準を検討すること。

(2) 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の改定

現行の計画は、平成28年度を基準年とし平成29年度から平成36年度(令和6年度)までの8年間で計画期間となっているが、現行計画の終期を1年度前倒しし、次期計画の始期を令和6年度とする。環境基本計画を始め、廃棄物、都町計画、産業振興、防災、交通、福祉など様々な分野における町行政計画を参考にしつつ、将来的に地域に起こり得る変化、それにより生じる課題、ゼロカーボンシティの創成に向けた施策による社会インフラや人々の行動変容、脱炭素施策による地域の経済的・社会的課題を統合的に勘案し、環境省が示す最新の「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」を参考にして実施するものとする。

ア 計画改定の趣旨

地球温暖化問題に関する国内外の動向や法改正、Z E B庁舎の整備を始めとする当町の事務事業を取り巻く環境が大きく変化し続けており、これを反映した計画に改定することでより実態に即した脱炭素施策に取り組むことができる。

なお、上位計画である町総合計画及び町環境基本計画の次期計画に反映するため、事務事業編は令和5年度中に改定することとする。

イ 計画改定に向けた課題整理と改定方針の決定

事務事業編の改定に当たっては、現行の計画全体の総括的な点検・評価を実施し、その成果や課題を踏まえ、計画改定の方針を記載すること。

また、これまでの策定・改定の経緯や取組の実施状況及び目標達成状況についても把握すること。

ウ 基本的事項の整理

事務事業編の目的や、町の組織機構・所管施設・排出される温室効果ガスの種類等を把握・整理するとともに、事務事業編の計画期間等を検討し、上位計画や関連する行政計画との関係性を整理すること。

エ 温室効果ガス排出量等の把握及び課題の整理

各施設の運用状況、エネルギー使用量等、温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の算定・推計等に必要な情報を収集・分析し、課題を整理すること。

オ 温室効果ガス排出量の削減目標の設定及び目標達成に向けた取組の検討

整理した課題や現行の計画での達成状況等を考慮し、現行の計画の見直しを含めて温室効果ガス排出量の削減目標を検討すること。

また、目標を達成するため、運用による省エネ化と設備更新や新設による創・省・蓄エネの導入の両面から、実行可能な取組項目を設定し、具体的で実効性の高い施策を検討すること。

カ 公用車のクリーンエネルギービークル化推進計画の検討

当町の公用車のクリーンエネルギービークル（CEV）化に係る導入（リースを含む）年次について整理検討すること。

キ 事務事業編の構成等

比較を容易にするため原則として現行の計画と同じ構成とし、新規の取組等については、前後の内容等とのバランスを考慮し追加すること。

（3）両計画共通事項

計画の策定及び改定にあたっては、以下のことに留意して実施すること。

ア 各主体の責務と進捗管理の体制の検討

地球温暖化対策の措置に係る住民や事業者等の各主体について具体的な責任と役割を明確にし、所管する所属による促進策や所属間連携についても検討し、進捗管理の仕組みを構築すること。

イ 計画に盛り込む特色

（ア）持続可能な開発目標（SDGs）の視点

（イ）グリーントランスフォーメーション（GX）による地域経済活性化策

（ウ）計画の推進とともに取り組む地域課題の解決策

現時点で想定している地域課題については、狭隘な道路の交通安全対策と町のブランディングであり、計画推進とともに課題を解決するための体制として産官学金の連携を必須とする。

当町が想定する地域課題	
狭隘な道路	当町は田園地帯が町街地に発展してきた経過があるので、元々はあぜ道や農道であったところが一般道に変わっているところが多い。従来から自転車のまちづくりや電気自動車の普及の一環で超小型モビリティの普及に取り組んでいるが大きな成果にはつながっていない。
町のブランディング	近隣には世界的観光地である箱根町や小田原市などの知名度のある自治体がある一方、当町の認知度は残念ながらとても低い。近年は積極的にブランディングを進め「田舎モダン」を町のコンセプトとして位置づけ、都心からの絶妙な距離感と自然あふれる環境が程よく合わさった町の良さを発信してる。他の自治体と差別化が図れるような町のイメージを構築することが急務となっている。このイメージを「環境に優しい町」として構築し住民のシビックプライド醸成の基礎となることで、環境配慮への行動がナッジにより展開できるようにつなげたい。

(エ) 補助金施策からナッジによる脱炭素行動への転換策

ウ ゼロカーボンシティ創成会議の運営支援

住民や事業者、学識経験者により構成される会議（ゼロカーボンシティ創成会議）を設置し、計画の素案等を同会議に諮り、専門的知見や民意を計画に反映させることとする。会議は業務期間内に3回開催することとする。

当該会議の構成については、より効果的な協議ができるメンバーを選出することとし、町と協議して決定する。委員構成は、委員長1人、副委員長1人及び委員4～8人（学識経験者1～2人、町内事業者・団体からの推薦者3～5人、町民公募2～3人）を想定しており、出席者への報酬、旅費については、受注者が委託料から支払うこととする（受注者により源泉徴収を行い、当該処理を示す資料を整理しておくこと。）。

なお、当町における報酬額の基準は、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年4月1日条例第1号。大学教員や民間研究機関職員に対する報酬は対象外）に示すとおりであるので参考まで掲出する。会議の運営支援としては、配付資料の作成・印刷、議事録作成（要点記録）及び全ての会議に出席し議事の説明を行うこと。会議中の意見について対応案を検討し、適宜計画へ反映させること。また、議事の要点記録は、原則として会議終了後1週間以内に委託者に提出すること。

※ 会議の会場は、開成町役場または開成町民センターとし、会議室使用料は不要。

※ 令和4年度に設置したゼロカーボンシティ創成会議の委員については、任期満了となっている。

エ 庁内ヒアリングの運営支援

計画に係る施策については、庁内各課に個別ヒアリングを行い、実態を把握した上で計画に盛り込むこととする。ヒアリングは、先行自治体の事例を反映したヒアリングシートを事前に作成・配付・回収し、課題や改善案を取りまとめたうえで実施することとする。

オ 計画書の作成

(ア) 計画書は、計画本編のほかに、計画を抜粋・要約した概要版も作成すること。

(イ) 以下のことを念頭に置き、計画の内容を分かりやすく伝える工夫を凝らした計画を作成すること。

- ① 若者から高齢まで多くの世代にとって、読みやすくわかりやすい内容であること。
- ② 計画を読む人の目を引くような写真やイラスト、図表が適切に配置され、その説明がわかりやすく付されていること。
- ③ 興味・関心を引く国内外における最新の科学的知見に基づく事実を平易な表現で簡潔に記載すること。
- ④ イラストやページレイアウトには、反対色の使用などビジュアル効果を高めた内容とすること。特に令和12年(2030年)や令和32年(2050年)の当町未来像のイラストや記述には、計画を読む人が夢や希望を抱ける内容とすること。
- ⑤ 目標値など計画に記載する各種数値には明確な根拠を持たせ、その算出方法についても明示すること。なお、指標の検討に当たっては、本支援業務終了後の進捗管理の際に推計業務を行うことができるように、その根拠となる数値が国や県などの公表値であり、かつ定期的(年1回程度)に公表されるものを設定するように努めること。また、根拠資料の入手方法及び算定方法を提示すること。
- ⑥ データの使用に当たっては、ラベルや数値を読みやすく配置し、出典元を明示すること。

7. 業務実施体制及び工程管理

本支援業務の趣旨、内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。

発注者と随時打合せを行い、無理のないスケジュールで進めることができるよう工程管理を適切に行うこと。

仕様書に規定のない事項については、発注者と協議の上決定する。

業務の実施に当たっては、発注者と十分協議し、基本的な方針については発注者の指示及び承諾を受けるものとする。

業務の実施に当たっては、関係法令及び適用基準等を遵守すること。

業務に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。

受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出し、発注者の承諾を受けること。

- (1) 工程表
- (2) 担当技術者一覧表

8. 成果品

「開成町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「開成町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」としてとりまとめるとともに、それぞれ概要版を作成すること。

また、検討経緯等を取りまとめた業務報告書を作成すること。

本支援業務の成果品は以下のとおりとし、業務期間終了までに発注者へ提出し、審査を受けること。なお、配布用冊子については、今度改定される予定である当町環境基本計画に包含して製本予定であるため本支援業務では作成しない。

- (1) 開成町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）…印刷物（A4版）2部、電子データ一式
 - (2) 開成町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（概要版）
……………印刷物（A4版）2部、電子データ一式
 - (3) 開成町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）…印刷物（A4版）2部、電子データ一式
 - (4) 開成町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（概要版）
……………印刷物（A4版）2部、電子データ一式
 - (5) 業務報告書……………印刷物（A4版）2部、電子データ一式
 - (6) 業務に用いた統計資料及び参考資料……………電子データ一式（該当部分の抜粋で可）
- なお、電子データの仕様については以下のとおりとする。

- Microsoft社Windows10 上で表示可能なものとする。
 - 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・ 文章：Microsoft社Word（ファイル形式はWord2016以下）
 - ・ 計算表：Microsoft社Excel（ファイル形式はExcel2016以下）
- ※「PDFファイル形式」による成果品についても作成し提出すること。

9. 留意事項

- (1) 本支援業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、完了検査を以て全て当町に移転する。
- (2) 受注者は、当町が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (4) 成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- (5) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (6) 本支援業務の実施に際して知り得た情報は他者に漏らしてはならない。
- (7) 受注者は本支援業務の全てを第三者に委託し、また請け負わせることができない。
- (8) 本支援業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受注者の瑕疵担保責任期間を契約満了後1年間とする。